

国宝・彦根城築城400年祭協賛事業（後援事業）取扱要綱

（趣旨）

第1条 彦根市内に活動の拠点を置く団体、事業所、サークル等が、国宝・彦根城築城400年祭に関連して実施する事業（以下「協賛事業（後援事業）」という。）に関する国宝・彦根城築城400年祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）の後援名義の使用許可の取扱については、この要綱の定めるところによる。

（実行委員会後援名義の使用許可基準）

第2条 協賛事業（後援事業）に関する実行委員会の後援名義の使用については、事業が次の各号に該当する場合に限り、許可するものとする。

1 事業の主催者が次の各号のいずれかに該当するものであること。

- （1）実行委員会主催団体（彦根商工会議所、（社）彦根観光協会、彦根商店街連盟、稲枝商工会、彦根市物産協会、（社）彦根青年会議所および彦根市）
- （2）市内に拠点を置く公益法人
- （3）市内に活動の拠点を置く市民団体
- （4）市内に所在する企業、商店等の事業所
- （5）市内に活動の拠点を置くサークル等
- （6）その他、当該事業の主催者として適切と認められるもの

2 事業が次の各号に該当するものであること。

- （1）事業の目的が、国宝・彦根城築城400年祭の目的・趣旨に合致するものであること。
- （2）主催者の存在が明確であり、かつ、事業を実施するための適切な組織を有し、必要な資金を確保することができること。
- （3）事業を開催するための計画が作成されており、かつ、運営方法が公正であること。
- （4）事業の実施に当たって、安全上および公衆衛生上の適切な措置が講じられ、かつ、開催場所がその事業を行うについて不適切でないこと。
- （5）公序良俗に反することなく、社会的非難を受けるおそれのないこと。
- （6）営利を主たる目的とせず、かつ、特定の者等の宣伝に利用されるおそれのないこと。
- （7）特定の宗教的色彩または政治的色彩の強い事業を含まないこと。

3 実行委員会の後援名義の使用を許可すべきでないと認める特段の事情がないこと。

（事業の募集）

第3条 会長は、後援名義の使用許可をするため、期間を定めて事業を募集するものとする。

（許可の申請）

第4条 前条における事業の募集に関する実行委員会の後援名義の使用許可を受けようとする主催者は、申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて会長へ提出するものとする。

(許可の手続き)

第5条 会長は、前条の申請を受け取ったときは、協賛事業部会長に対し、審査を命じ、その審査結果の報告を求めるものとする。

(指導等)

第6条 会長は、許可をした後において、主催者がこの要綱に反する行為を行わないよう、必要に応じて指導するものとする。

2 会長は、主催者がこの要綱に反する行為を行っていると認めるときは、速やかにその是正を求めるものとする。

(許可の取消し)

第7条 会長は、許可を受けた事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該許可を取り消すものとする。

(1) 許可申請に虚偽があったとき。

(2) 許可の後において当該事業の内容または主催者が著しく変更されたとき。

(3) 主催者が当該事業において実行委員会の信用を傷つける行為を行ったとき。

(4) 主催者が前条第2項の勧告に従わなかったとき。

(報告)

第8条 実行委員会の後援名義の許可を受けた事業が終了したときは、主催者は、速やかに会長に事業報告書を提出するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この要領は、平成 年 月 日から施行する。

2 この要領は、平成20年3月31日限りその効力を失う。

別記

様式第1号(第4条関係)

平成 年 月 日

国宝・彦根城築城400年祭実行委員会
会 長 様

(申請者)住 所
団 体 名
代 表 者 名

国宝・彦根城築城400年祭実行委員会後援名義の使用許可申請について

この度、下記の事業を主催するにあたり、国宝・彦根城築城400年祭実行委員会の後援名義の使用許可を得たいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の名称および目的

名称
目的

2 事業の期間および場所

期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
場所

3 後援名義の使用期間

期間 承 認 日 ~ 平成 年 月 日

添付資料

事業の内容を示す計画書、収支予算書、実施要領等、事業概要に関する書類
後援を必要とする理由
参考資料として、申請団体等の役員(会員)名簿および実績を示す書類等
その他、実行委員会会長が特に必要と認める書類